

SATFE

VOL.37

2002.7



特集

これからの環境報告書

ガイドラインの改訂と第三者検証導入の動き

巻頭インタビュー …………… ノーリツ社長 竹下克彦氏

フロントライン…………… 雪を使った冷却システム
「雪氷冷熱エネルギー」

Information…………… Books / Key Words / Topics



三井住友銀行



Photo:川村典幸

環境配慮が 企業価値を高めます。

株式会社ノーリツ

代表取締役社長

竹下克彦 氏

まずはじめに、御社の「環境経営」について社長の基本的なお考えをお聞かせください。

湯まわり設備機器メーカーとして当社は、常温の水を快適なお湯に換え、そのお湯を使っていたときに多量のエネルギーが消費される すなわち、製品の使用過程で環境に負荷を与えているという厳然たる事実をしっかりと受け止めなくてはいけない、と私は考えています。

「お湯と健康 愛とやすらぎ 豊かな暮らしをつくるノーリツ」を企業理念としていますが、この理念は地球環境との調和が保たれてこそ実現するものです。そのため、社員が心がけるべき基本姿勢の一つに「地球

環境と人へ配慮する」ことを掲げ、全社を挙げて取り組んでいます。また、21世紀にはお客さまから選ばれる価値創造ができる企業になろうということで、「創造21計画」を策定し、今後10年間の目標として「湯生活満足企業」を目指すことにいたしました。

企業理念も「湯」、10年後の到達イメージも「湯」ということで、とにかく「お湯」にまつわる商品とサービスで、国の内外や老若男女を問わず、生活者の満足度の向上を図っていききたいというのが当社の経営方針です。

今年から2004年度までを「第一次中期経営計画」の期間と位置づけていますが、その基本方針の一つに、「環境共生に積極的に取り組み、業界のリーダー企業になる」ということを据えています。

具体的には、まず第一にこの3年間で、全事業所で製造工程においてゼロ・エミッションを達成しようという目標を掲げました。第二に、環境配慮型商品の拡

販に注力をして、販売比率の主力を占める状況にしていく。第三に、製品の廃棄処分の過程で、回収・リサイクルの体制もつくっていかうということで、生産・使用・廃棄の3つの行程において、環境への取り組みを着実にやっていくということ。「創造21計画」の中で基本方針として位置づけているわけです。

正直な話、去年までの3カ年はスリム化経営と言いますか、売上げが上がらなくても利益が出る体質を目指そうという姿勢でやってきました。しかし今年からは、顧客と社会に対してしっかりと社会的責任を果たし、満足度の向上を図っていけば、その延長線上で自ずと売上げも利益もついてくるだろうという考え方に切り替えて取り組んでいます。

「ノーリツ環境配慮商品マーク」について、ご紹介ください。

これは、環境保全への貢献度に適合した商品に対して一定の基準を設け、そのグレードも年々上げていくことで、製品の設計者や企画・開発担当者をはじめとする社員たちに、自分たちも循環型社会の実現と地球環境の保全に貢献しているのだという認識を持ってもらおうという意図で設けている社内基準です。

認定基準としては、省エネルギー、省資源、長寿命、易リサイクル設計、環境配慮素材使用、節水対策、自然エネルギー利用、大気汚染抑止、の8項目を設け、これに適合した商品を「ノーリツ環境配慮商品」として認定し、当社独自のシンボルマークを付与することにしています。

具体的な環境配慮型製品の例をいくつかご紹介しますと、まず省エネルギーへの貢献ということでは、「コンデンス技術」を導入した業務用高効率ガス給湯器が挙げられます。この製品では熱効率91%を実現するとともに、従来品に比べてガスの使用量を14%削減、CO₂排出量も14%削減（年間314kg/CO₂削減）することができます。おかげさまで、財団法人省エネルギーセンターが主催する「省エネ大賞」において、2001年度の「省エネルギーセンター会長賞」を受賞いたしました。

また、大気汚染の防止ということでは、十分な火力を確保しながら酸性雨の原因となるNO_x（窒素酸化物）排出量を大幅に低減するガス低NO_xバーナーを開発し、業界基準よりさらに低い、排出NO_x濃度60ppm以下を実現。ノンハロゲン素材を採用したり、壁・天井材の塩化ビニル使用を全廃したりすることで、焼却時にできるだけ有害物質を出さないような努力もしています。

さらに、梱包材や包装材も非常に大きな環境負荷

の材料ですが、こうしたものへの取り組みは、当社ではかなり進んでいるのではないかと自負しています。と申しますのも、98年度に全包装材の使用量を34%削減したのですが、同時に段ボールや発泡スチロールの代わりに古紙成形品を緩衝材に用いる工夫などが評価されて、「日本パッケージングコンテスト（社団法人日本包装技術協会主催）」において給湯器メーカー初の受賞をいたしました。翌99年度には、浴槽循環アダプターの包装で同コンテストで受賞したほか、「兵庫県エコビジネス振興賞・知事賞」も同時に受賞しています。さらに、2000年度はガスふる給湯器の省資源シュリンク包装で、2001年度はガスふる給湯器のリサイクル・リターナブル包装で受賞しており、98年以来、日本パッケージングコンテストの4年連続受賞を果たしています。

製品を通してエコロジーに貢献するということでは、いま申し上げたようなさまざまな取り組みをしてきており、全商品の61%が環境配慮商品となっていますが、この比率を今年度は65%に、2003年は80%に、そして2004年には全市販品の9割を環境配慮型にしていく計画です。

今年のはじめ、米国に現地法人を設立されました。

米国の給湯器市場は現在、電気またはガスを熱源とした貯湯式給湯器が中心で、年間約900万台超の需要があります。米国の温水器の事情は、こう言ったら失礼ですが、相当に遅れているのです。彼らはこの20年ほど新製品開発をしていません。なぜかと言うと、向こうはPL法が厳しく、技術開発・新製品販売というリスクを負いたくない、とにかく絶対に大丈夫だというもののみを何十年でも作り続けるという経営姿勢なのです。

もう一つには、米国では、電気にしろガスにしろ、エネルギーコストが非常に安い。ですから、高効率などという発想が必要なかったわけですね。向こうの貯湯式というのは極端な話ですが、家に越して来て、そこで種火をつけてスタンバイさせたら、次に引っ越しをするまで5年でも10年でもつけ放しだそうで、これほど多エネルギー消費型の温水機器はないわけです。

しかし、エネルギー事情の変化やNO_x排出量の規制が強化されたこと、湯が途切れない瞬間式の利点が認識されてきたことなどを受けて、貯湯式から瞬間式への移行が始まり、瞬間式ガス給湯器市場が形成されつつあります。米国の統計データによると、瞬間式ガス給湯器の需要はここ2~3年で40~50万台程度まで伸びると見込まれています。

今年1月に、まず環境規制が最も厳しく、人口の多



PROFILE (たけした かつひこ)

昭和18年生まれ。兵庫県明石市出身。昭和40年3月、大阪府立大学工学部を卒業。42年3月、能率風呂工業株式会社(現・株式会社ノーリツ/43年3月に社名を変更)に入社。昭和60年3月に株式会社ノーリツ取締役技術研究所副所長に就任後、平成5年3月に取締役ガス温水機器事業部長、平成7年1月に常務取締役ガス温水機器事業部長、平成9年1月に専務取締役営業本部長を歴任。平成11年1月に代表取締役社長に就任、今日に至る。健康法はハイキングとゴルフ。信条は「公明正大」。

いカリフォルニア州に住宅設備機器を販売する現地法人を設立し、4月から自社ブランドの瞬間式ガス給湯器の販売を始めたところで、今後は順次、大都市を開拓していく予定です。米国ノーリツの当初のシェア目標は4~5%、初年度、売上高3百万米ドル(400百万円)、3年後の2004年には11百万米ドル(1,500百万円)を目指します。

先ほども申し上げましたが、当社は国の内外を問わず「湯生活満足企業」を目指すということで、いま日本の中ではお湯・お風呂に関するマーケットシェアはナンバーワンですが、まだ海外ではやっているうちに入りません。当社にとって米国は今後、非常に有望な市場になるかも知れないという手応えを感じ始めているところです。

エネルギー事情は今後、大きく変貌していくと考えられます。将来に向けた展望をお聞かせください。

今後はある程度の範囲内で、新エネルギーが台頭してくるだろうと思います。たとえば電気エネルギーについて言えば、今はほとんどがエネルギー効率

の悪い集中発電・送電型ですが、これから増えると思われるのは分散型発電です。発電するときには必ず廃熱が出ますが、これは燃料電池でも、エンジンを回して電気を起こすガスエンジン、ヒートポンプも同様です。当社は総合的にエネルギー効率を上げていかなければいけない、という宿命を背負っておりますから、分散型発電、コージェネレーションシステム(熱電併給装置)にまつわる廃熱回収を含めたトータル温水システムについては、従来からガス会社さんなどとも共同で研究・開発を進めてきております。

これからの10年を考えると、今はほとんどゼロに近い新エネルギーが、全体の10%程度を占めるようになるかもしれません。しかし、私どもはいかなるエネルギー構成になろうと、エネルギーを特定せず、常にエネルギーのベストミックスを考えて、「湯生活満足企業」として、お客さまに湯まわり製品を中核とした温かく、安らぎのある生活を提供し続けていきたいと考えています。

【聞き手】三井住友銀行 広報部社会環境室長 牧 満

会社概要【株式会社ノーリツ】

創 業 : 昭和26年3月
 本 社 : 兵庫県神戸市中央区江戸町98
 資 本 金 : 20,167百万円
 従業員数 : 2,529名(2001年12月現在)
 売 上 高 : 1,430億円(2001年12月現在)
 代表取締役会長 : 太田敏郎
 代表取締役社長 : 竹下克彦
 事業内容 : ガス温水機器、石油温水機器、温暧房システム、空調機器、ソーラーシステム、システムバス、システムキッチン、洗面化粧台、温水洗浄便座、業務用浴室設備機器

これからの 環境報告書

ガイドラインの改訂と第三者検証導入の動き

環境報告書の現状と 今後の方向

横浜国立大学大学院 国際社会科学部研究科教授

河野正男

1 日本における 環境報告書の概況

環境報告書を作成、公表している企業が数年来増加している。環境省の調査⁽¹⁾では、東京・大阪・名古屋証券取引所第1部・2部上場企業ならびに従業員500人以上の非上場企業について、1997年以来、表1のように推移している。2001年は500社を超すことが予想される状況にある。上場企業数は2500社強および非上場企業数は4000社弱であるから、環境報告書を発行している企業は、上場企業では10%、

表1：環境報告書作成・公表企業数の推移

年度	上場企業	非上場企業	合計
1997	80	89	169
1998	116	81	197
1999	175	95	270
2000	274	156	430

(出典：環境省『環境にやさしい企業行動調査』) (単位：社)

表2：環境報告書の頁数別企業数の分布

調査年度	頁数	5～9頁	10～14頁	15～19頁	20～24頁	25～29頁	30～34頁	35～39頁	40～49頁	50頁以上
2000年(N=193社)	企業数	11	36	41	36	22	19	7	14	7
2001年(N=183社)	企業数	6	12	35	33	24	27	11	14	21

非上場企業では5%程度となっている。相対的には、未だ環境報告書を発行している企業は多くないが、環境報告書の作成、発行が自主的取り組みであることを考えると、絶対数はずいぶん増加したといえる。低迷する経済の中での発行企業数の着実な増加は、環境保全活動が企業の経営活動に浸透しつつあることの反映とみることができる。

筆者の研究室では、2000年3月末に、東京・大阪・名古屋証券取引所第1部上場企業1433社に対して、環境報告書の送付を依頼し、193社分の環境報告書を得た。2001年に、比較分析を行うために、193社に対して同様の依頼をし、183社分の環境報告書を収集した。詳しい比較分析は別稿⁽²⁾に譲り、本稿では、その一部を紹介する。

まず、環境関連の報告書の名称および頁数について取り上げる。環境関連の報告書名は、2001年調査の183社についてみると30余りあるが、環境報告書(101社) 環境レポート(17社)およびレスポンシブル・ケア報告

書(11社)などが上位3名称であった。2000年調査では、それぞれの名称が84社、23社および13社であったから、環境報告書への収斂傾向がみられる。本稿では、環境関連の報告書を総称して環境報告書と呼ぶことにする。

つぎに、環境報告書の頁数であるが、表3の第1欄に示されているように、2001年調査の対象とされた企業の1社当たり平均頁数は29.6頁である。2000年調査のそれより、5.4頁増加している。表2は、頁数の分布を示している。最頻頁数は2000年も2001年も、15～19頁であることは変わらない。しかしながら、2001年においては、2000年に比較すると、25頁以上の企業が増加していることがわかる。環境報告書の作成経験を積むにつれて、後述するように報告内容の充実が図られてきた結果といえよう。

表3は、環境報告書の主要掲載項目を選び、その記載状況を明らかにしたものである。2000年調査で90%以上の高い掲載割合を示している項目は、主要項目については「環境方針・理念・基本姿勢・憲章」(100%)「環境マネジメントシステム」(94.3%)「環境保全体制・組織」(91.2%)および「物量情報の記載」(91.2%)などである。いずれも、環境保全活動における中核となる項目といえる。「環境方針・理念・基本姿勢・憲章」が100%となっている

表3：環境報告書主要記載事項調査一覧表

記載内容 業種	形式項目				基本的項目										主要項目										
	頁数	照会方法			アンケート調査票 ホームページアドレス	CEOの 緒言・序文・挨拶		会社概要				対象期間・範囲・発行日	環境方針・理念・基本姿勢・憲章	環境目的・目標	行動計画	環境負荷の全体像	環境 マネジメント システム		環境保全体制・組織	従業員の教育・啓蒙	取引先・関係会社への指導・支援・要求	オフィス・間接部門の取り組み			
		電話・FAX番号	担当部署	担当者名		具体的約束あり	挨拶のみ	資本金	売上高	従業員数	主たる取扱製品・サービス						認証有	認証無							
		対象企業数	掲載企業数 割合(%)	掲載企業数 割合(%)		27	135	155	123	144	121						155	193					118	121	31
全産業	193	4666	24.2	177	170	10	139	44	27	135	155	123	144	121	155	193	118	121	31	162	20	176	133	62	117
	183	5417	29.6	170	169	13	159	104	48	119	163	150	161	146	158	183	119	110	64	171	6	174	152	116	121

のは、この項目を、環境報告書か否かの必須の判定条件にしたためである。

2001年調査で特徴的なことは、「行動計画」を除く全項目で、2000年調査の掲載割合を上回っていることである。先に指摘したように、環境報告書作成の経験が増すにつれて、報告内容の充実が図られつつあると解釈できる。

2001年調査で、その掲載割合が顕著に上昇した項目がある。「コミュニケーションの状況」(37.2% up)、「取引先・関係会社への指導・支援・要求」(31.3% up)および「財務情報の記載」(29.0% up)などである。これらの項目の掲載割合の上昇は、環境報告書の作成経験の蓄積に伴う多様な利害関係者との交流の必要性の認識、自社内における環境保全活動から取引先・関係会社を含めた環境保全活動の拡大ならびに環境省の環境会計ガイドライン公表(3)以来の環境会計情報への関心の上昇などによるものと推察される。

2 日本の環境報告書ガイドラインとGRIガイドライン

欧米では、環境問題への高い関心、1970年代から1980年代にかけての社会報告書の作成・公表の経験および情報開示への積極的姿勢などの要因が重なり、わが国より早い時期から自主的取り組みとしての環境報告書の作成、公表が行われていた。このような状況

を背景として、各種の団体が、環境報告書の作成・公表の普及およびその比較可能性や信頼性の確保の視点から、環境報告書に関連するガイドラインを公表している。現在、CERES、PERI、UNEP、WICE(4)およびGRIなどのガイドラインがある。

これらのガイドラインの中では、GRIガイドラインが注目される。それが、企業への普及を通じて世界的規模でのデファクト・スタンダードを目指しているからである。第1節で紹介した筆者の研究室による2001年調査では、環境報告書作成に当たり、GRIガイドラインに17社、環境省の環境報告書ガイドラインに8社が準拠している。GRIガイドラインが2000年6月に、環境省ガイドラインが2001年2月に公表されていること、および収集した環境報告書が2001年9月以前に発行されていることなどを勘案すると、GRIガイドラインが環境省ガイドラインより広く支持されているとは直ちに結論できないが、GRIガイドラインが一定の影響をもっているとみることができる。わが国では、2001年6月に、経済産業省からも環境報告書に関するガイドラインが公表された。本節では、これらの3種のガイドラインについて、環境報告書の記載内容に絞って概括する。

(1) 環境省ガイドライン

本ガイドラインの正式名称は『環境

報告書ガイドライン(2000年度版)～環境報告書作成のための手引き～』である。環境省ガイドラインでは、多くの発行済み環境報告書やGRIガイドライン等を参照して、環境報告書に盛り込む必要がある項目を、下記のように18項目あげている。

経営責任者緒言、報告に当たっての基本的要件(対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先等)、事業概要等、環境保全に関する経営方針・考え方、環境保全に関する目標、計画および実績等の総括、環境会計情報の総括、環境マネジメントシステムに関する状況、環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計等の研究開発の状況、環境情報開示、環境コミュニケーションの状況、環境に関する規制遵守の状況、環境に関する社会貢献活動の状況、環境負荷の全体像、物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況およびその低減対策、事業エリアの上流での環境負荷の状況およびその低減対策、不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況およびその低減対策、事業エリアの下流での環境負荷の状況およびその低減対策、輸送に係る環境負荷の状況およびその低減対策、ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況およびその低減対策

これらの各項目について、重要な記

環境に配慮した製品・サービス	研究開発	グリーン調達	コミュニケーションの状況	外部からの評価(表彰等)	法規制遵守	P R T R	社会貢献	物量情報の記載	財務情報の記載	第三者意見・検証
154	138	78	60	82	71	83	158	176	99	18
79.8	71.5	40.4	31.1	42.5	36.8	43.0	81.9	91.2	51.3	9.3
162	149	122	125	108	120	115	167	181	147	34
88.5	81.4	66.7	68.3	59.0	65.6	62.8	91.3	98.9	80.3	18.6

載内容、業態により重要となる記載内容および可能であれば記載することが望ましい内容が例示されている。

(2) 経済産業省ガイドライン

本ガイドラインの正式名称は『ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001』である。環境報告書に記載する項目として、つぎの13項目が示されている。

最高責任者の緒言、組織の概要、環境レポートの基本情報(環境レポートの対象範囲・期間、作成主管部門等)、環境指針・環境計画、環境マネジメントシステムの概要、事業活動と環境との関わり、事業活動や製品・サービスの環境負荷低減の取り組み状況、環境会計、環境に関する安全・衛生、環境法規制・訴訟、環境教育・環境啓発活動、環境コミュニケーション、環境に関連した社会貢献

これらの記載内容は、環境省および経済産業省のガイドラインの作成に関わった委員が一部重なっていることもあって、環境省ガイドラインのそれとほぼ同様のものとなっている。経済産業省ガイドラインの特色は、そのタイトルに明示されているように、ステークホルダーを重視した構成になっているところにある。すなわち、環境パフォーマンスに関する国際規格 ISO14031 に基づく多種類のステークホルダーを、

金融機関等、取引先等、行政等、地域住民等、一般市民等、従業員等の6グループにわけ、これらのグループごとに、環境レポートに掲載すべき項目とその内容についての重み付けが示される。環境報告書作成者は、これらの重み付けを手がかりに、掲載内容や表現について記述すれば、環境報告書の読み手が望む情報を提供できることになることが示唆されている。

(3) GRIガイドライン

GRI (Global Reporting Initiative) ガイドラインの正式名称は『経済的、環境的、社会的パフォーマンスを報告する/持続可能性報告のガイドライン』である(5)。このガイドラインが求めている記載事項はつぎの項目である。

最高経営責任者の緒言、報告組織の概要、報告書の概要と主要な指標、ビジョンと戦略、方針、組織体制、マネジメントシステム、パフォーマンス

GRI ガイドラインの特色は、その正式タイトルに明示されているように、企業の持続可能性を三つの側面、すなわち経済的、環境的および社会的側面から記述することを求めているところにある。

上記の記載事項は、環境面に関する限り、わが国の二つのガイドラインと基本的には異なるところはない。しかしながら、GRI ガイドラインに準拠して環境報告書を作成する場合、その環境報告書においては、環境的側面ばかりではなく、経済的および社会的側面からも記述する必要がある。これらの記述が加わると、環境報告書という名称の妥当性が問われよう。この点を考慮したためか、一部の企業では、報告書名に社会貢献を入れる、あるいはサブ・タイトルに「持続可能性」という語を入れるなどのことを始めている。

ところで、GRI ガイドラインは、その公表後の経験を踏まえて改定作業に入り、2002年4月に公開草案が発表された(5月26日が意見聴取締切日)。それによると、ガイドラインの構成には大きな変更はない。しかしながら、報告原則の見直しがされた上、経済的、環境的および社会的パフォーマンスについて「真実かつ公正な概観(a true

and fair picture) の考え方が取り入れられたことが注目される。報告書の内容についても見直しがあり、記載事項は「ビジョンと戦略、報告組織の概要、組織体制とマネジメントシステム、パフォーマンス指標およびGRI 報告書索引とされている。現行ガイドラインにおける「最高経営責任者の緒言」は「報告書の概要および主要な指標」に挿入されている。また、「報告書の概要および主要な指標」は必須の記載事項からはずされたが、この項目を記載することは推奨されている。は、報告書の読者の便宜を考慮して新たに追加された項目である。

3 環境報告書の課題

環境報告書に関わる課題をいくつか指摘して結びに代えたい。第1節で指摘したが、環境報告書の頁数が増加傾向にある。このため、ダイジェスト版を発行する企業も出てきている。他方で、インターネット・ホームページで環境情報の提供をしている企業も増加傾向にある。今後、環境報告を冊子の形式で行うのか、ホームページで行うのか、あるいは冊子では総括情報を、ホームページでは詳細情報を提供する等の使い分けをするのか、関心がもたれる。

表3の最右欄に「第三者検証・意見」という項目がある。2000年調査では18社が、2001年調査では34社が、第三者による、何らかの形の検証(verification)を受けている。環境報告書の信頼性を高めるために、第三者検証を受ける企業数は増加傾向にある。しかしながら、第三者検証には問題もある。適正な第三者検証をするための基本的要件が未だ整っていない。すなわち環境報告書作成基準および検証(監査)基準の設定、適正な資格を有する検査(監査)人の育成あるいは検査(監査)が保証する水準など解決すべき重要な問題が残されている。

最後に、GRI ガイドラインとわが国の環境報告書ガイドラインに関わる問題を指摘しておきたい。既述したように、GRI ガイドラインは、企業の持続可能性の視点から、環境的側面だけでなく、経済的側面および社会的側面

をも考慮に入れたものとなっている。先進的企業が、GRI ガイドラインに準拠することに異論を唱えるものではないが、第1節で明らかにしたように、上場企業では10%強、非上場企業では5%弱程度の企業が環境報告書を公表している現段階において、報告書の内容の拡大を求めるガイドラインの必要があるか否かを検討する必要がある。経済的側面については、多くの企業で既存の会計システムから情報が得られ

るとしても、社会的側面については、何を社会問題として取り上げるべきか、そしてこの問題に対応するマネジメントシステムをいかに構築するのか、社会的パフォーマンスをいかに測定するのかなど、問題が多い。

- 1 環境省『環境にやさしい企業行動調査(平成11年度版および12年度版)』
- 2 河野正男・朴鍾敏『環境報告書の動向と特徴』横浜国際社会科学研究所(近刊予定)
- 3 環境庁『環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン～環境会計の確立に向けて～(中間とりまとめ)』1999年3月。環境庁『環境会計システムの確立に向けて(2000年報告)』2000年3月

- 4 CERES(Coalition for Environmentally Responsible Economies) PERI (Public Environmental Reporting Initiative) UNEP(United Nations Environment Programme) WICE(World Industry Council for the Environment)
- 5 GRI, Sustainability Reporting Guidelines on Economic, Environmental, and Social Performance (June 2000) (環境監査研究会監訳『経済的、環境的、社会的パフォーマンスを報告する/持続可能性報告のガイドライン』)

GRI2002年改訂版の紹介と日本企業にとってのインパクト

環境監査研究会代表幹事・GRI理事

後藤敏彦

1 GRIの設立経緯と2000年版ガイドライン

1) 設立の経緯と今後

国際的動向として環境報告書のグローバル・スタンダードを作ろうという狙いでGRIが1997年秋から活動している。GRIとは、Global Reporting Initiativeの頭文字をとったもので、企業全体レベルの「持続可能性報告書」について全世界で通用するガイドラインを立案するというを目的に、米国のNGOでセリーズ原則を策定したCERES(= Coalition for Environmentally Responsible Economies) や国連環境

計画(UNEP)が中心になって1997年秋に設立された。GRIへの参加者は世界各地の企業、NGO、コンサルタント、会計士団体、事業者団体等で、環境報告書に関して活動している団体や個人を網羅していた。現在もキーワードとしてマルチ・ステークホルダーの包含を挙げておりGRIの価値の基本になっている。

設立以来ガイドラインの取り組みに着手し、1999年3月には公開草案を発表しパイロット・テストを経て2000年6月に第一版を発表した。社会全体が急速に変化している中でガイドラインも定期的に見直す必要があることが

ら、当面2年ないし3年毎に見直しをする方針を掲げ、本稿執筆時には後述する2002年版のドラフトを公表し、意見募集をしている。

ガイドライン策定とは別に、定期的に見直すとなるとしっかりした母体機関が必要ということから、1999年5月のトロントの運営委員会議で常設機関化が決定され、そのための委員会が設けられた。以後、ガイドラインの策定と並行しつつ規約案、所在地選定等々が検討されてきた。

常設機関としてのGRIは2002年4月に正式にたちあげられ、4月4日には国連本部での理事就任式がとりおこなわれた。本部設置場所としてはオランダのアムステルダムとすることが第1回の理事会にて決定されており、国連環境計画との協同研究センターとなることが予定されている。非営利法人格については数カ月以内にオランダにて取得予定である。ちなみに理事については世界資源研究所(WRI)のジョ

表1 GRI Board of Directors (理事一覧表)

Roger Adams(United Kingdom)	Executive Director-Technical, Association of Chartered Certified Accountants
Jacqueline Aloisi de Lardere(France)	Assistant Executive Director, United Nations Environment Programme, Division of Technology, Industry, and Economics
Fabio Feldmann(Brazil)	former Secretary of Environment, Sao Paulo
Toshihiko Goto(Japan)	Chair, Environmental Auditing Research Group
Judy Henderson (Australia)	immediate-past Chair, Australian Ethical Investment Ltd, former Commissioner, World Commission on Dams
Hanns Michael Hölz(Germany)	Global Head of Sustainable Development and Public Relations, Deutsche Bank Group
Jamshed J. Irani (India)	Director, Tata Sons Limited
Robert Kinloch Massie (United States)	Executive Director, Coalition for Environmentally Responsible Economies
Mark Moody-Stuart(United Kingdom)	retired Chair, Royal Dutch/Shell
Anita Normark(Sweden)	General Secretary, International Federation of Building and Wood Workers
Nyameko Barney Pityana(South Africa)	Vice-Chancellor, University of South Africa, former Chair, South African Human Rights Commission
Barbara Shailor(United States)	Director of International Affairs, American Federation of Labor-Congress of Industrial Organizations
Bjorn Stigson(Sweden)	President, World Business Council for Sustainable Development
Peter H.Y. Wong(China)	Senior Partner, Deloitte Touche Tohmatsu, Hong Kong; and Board Member, International Federation of Accountants

ナサン・ラッシュ総裁を委員長とする選定委員会が決定したもので表1のとおりである。選定委員会には国際会計士連盟会長の藤沼亜起氏（新日本監査法人）も参画されており、自薦・他薦の100名以上の候補者の中から選出したとのことである。注目点は多様性、すなわちマルチ・ステークホルダーである。

2 2002年改訂版で見直される「パフォーマンス指標」の注目点

1) 持続可能性報告

GRIは当初は環境報告書のグローバル・スタンダードを作ろうということで発足した。議論がはじまってすぐ、持続可能な発展のためには環境だけでは不十分で、持続可能性（サステナビリティ）に関わる3つの側面、すなわち環境・経済・社会についての持続可能性報告であるべし、との結論に達し、以後は次のミッションのもとに活動してきた。

世界中で行われている持続可能性報告方式を、比較可能性、監査可能性、一般に公正妥当と認められた実務慣行という点において、財務報告と同等のレベルに引き上げ、これと同程度に慣例化すること。

統一された報告、すべての企業に適用可能な核となる計測方法、および業種特性に合った計測方法を立案し、普及させ、促進していくこと。これらすべてを、持続可能性の環境・経済・社会的次元を反映するものとする。

2) 2000年版との主な変更点

最も重大な変更は「経済的指標」および「社会的指標」で行われた。ただし、依然として環境的指標に比べて未開発であり、特に経済的指標はもっとも開発がおくれている。社会的指標については後述する。

ビジョンと戦略のセクションは改訂され、最高経営責任者の声明を含むようになってきている。善悪は別としてグローバル化の進展は企業活動に負うところ大である。企業トップの哲学、感性などが重要視されてきていることのあかしであろう。同じく、最高意思決定プロセスにおける持続可能性

の位置付けを記述する、ガバナンスに関わる内容が付け加えられた。

3) 社会的指標

具体的な指標は紙数の関係で記載できないが、4月1日に発表された2002年版ドラフトにある大分類としての分野と側面の一覧表(仮訳)を表2として示す。

社会的指標は、「労働慣行」、「人権」、「社会」の3つのカテゴリーに分類され、ILOなど主要な国際協定との整合

性を高めるよう工夫されている。

3 日本企業にとってのインパクト

GRIが1999年に持続可能性報告書ガイドライン公開草案を発表したとき、多くの日本企業からの反発があったことを記憶している。しかし、わずか数年で日本企業の意識も、それを取り巻く社会の状況も大きく変わってき

表2 GRI 指標の分野と側面

	分野	側面
経済	直接的な経済的影響	顧客 供給業者 従業員 出資者 公共部門
環境	環境	原材料 エネルギー 水 生物多様性 放出物、排出物および廃棄物 供給業者 製品とサービス 法の遵守 輸送 その他全般
社会	労働慣行	雇用および相応の仕事 労使関係 安全衛生 教育訓練 多様性と機会 戦略とマネジメント 差別対策 組合結成の自由と団体交渉 児童労働 強制的義務的労働 懲罰慣行 保安慣行 先住民の権利
	人権	一般的側面
	社会	消費者の安全衛生 製品・サービス宣言 広告 プライバシーの尊重 顧客満足 贈収賄と汚職 政治献金 公共政策 競争と価格設定 コーポレートシチズンシップ 地域社会

ている。

欧米を中心に社会的責任投資（SRI）が急速な発展をしてきており、それに伴い欧米の格付機関等からの社会的側面についての質問も相次いでいる。直接金融にシフトしつつある日本企業、とくに勝ち組には無視し得ない状況になってきている。

経団連も関連の社団法人海外事業活動関連協議会で企業の社会的責任（CSR）について昨年12月から緊急の研究会をもち報告書をまとめているし、ISOもCSRについての規格化の

検討に着手しだしている。

環境報告書に関心を持つ企業、NGO、学識経験者等の集まりである「環境報告書ネットワーク」（筆者は代表幹事の一人）でも2001年度の研究分科会テーマとして持続可能性を取り上げており、2002年夏にはレポートをまとめる作業をしている。

特に、雪印問題は企業倫理にもとる行動は企業の消滅につながるということを見せつけた点、企業トップに雪印ショックという影響を与えている。

こうした状況から日本企業の環境報

告書も持続可能性報告書へシフトしていく必要性は高まっており、そのためにはGRIガイドラインはきわめて有用と思われる。ただ、多くの日本企業から違和感が訴えられるように欧米の価値観に基づいている部分が見られるのは作られた経緯から当然である。しかし、自ら情報発信していかなければ日本的な観点をいれることはむづかしいので、日本企業の情報発信と今後の改定への意見インプットが期待されることである。

環境報告書 第三者検証導入の動き

中央青山監査法人 環境監査部部長
寺田良二

2001年に環境報告書の第三者検証を受けた企業は40社。この数は、日本で初めて導入された1998年より一貫して増えています。（表1参照）

日本における第三者検証は、報告主体の依頼によって、主に監査法人もしくはその系列シンクタンクが実施しています。その内容は、環境報告書の記載情

報もしくはその作成プロセスの信頼性に対して一定の保証を付与するものです。

この第三者検証に類似したものと、外部者が環境報告書の記載内容や活動自体を評価する取り組みがあります。これらは、開示情報の信頼性を与件としており、第三者検証のように情報自体の信頼性を「保証」する行為で

はありません。これらの取り組みは、第三者検証とともに「第三者レビュー」として総称されますが、その本質において第三者検証とは異なるものですから、その意義については別途、議論する必要があります。（図1参照）

以下では、第三者検証が実施される背景とその課題を明らかにした上で、今後の方向性を考えていきたいと思います。

1 背景

環境報告書は、大なり小なりPR的要素を含んでいることは否定できないのですが、最近のものは、内容、量ともに単なるPRの範囲を超えたものも多く、もはや、それは情報開示のひとつとして位置付けられようとしています。このような詳細な情報開示の動機としては、最終的には企業の存続や長期的な利益獲得という目的はあるにせよ、企業として環境アカウンタビリティ（説明責任）を果たすという社会的な意識が芽生えてきたと考えられます。

こうした流れのなかで、一部の先進的な企業が自主的に第三者検証を受け始めています。これは、説明責任を果たすことのほか、企業自らのマネジメントや情報プロセスを再チェックする意味もあり、第三者検証を受けることで、環境報告書の情報プロセスがレベルアップする効果が指摘されています。

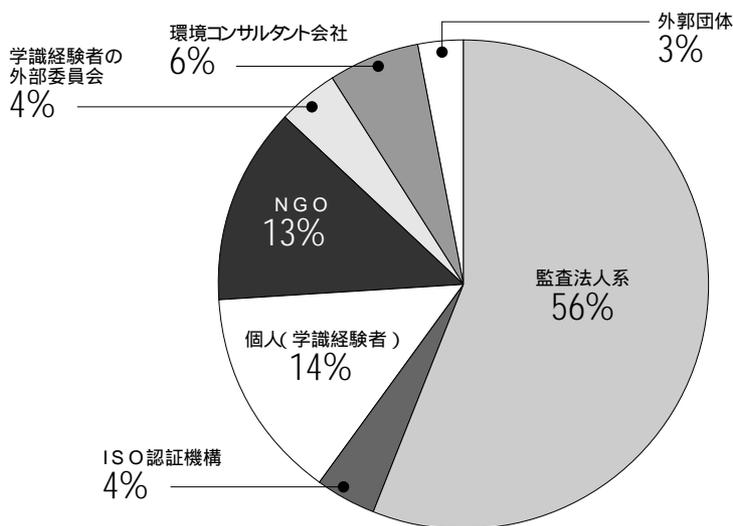
現在、この第三者検証には制度が存在せず、企業の自主性は賞賛されるべきものです。しかし、検証自体の問題として、その歴史は浅く自主的なものゆえに解決すべき課題が多くあること

表1：監査法人系第三者検証導入企業の推移

意見書発行年	1998年	1999年	2000年	2001年
企業数	1社	8社	26社	40社

（株）中央サステナビリティ研究所調べ

図1：第三者レビューの状況



環境報告書ネットワーク調べ

も事実です。

2 第三者検証の保証内容とそのレベル

現在の第三者検証は、報告主体の自主的な取り組みです。そこにかけられるコストと時間は、財務監査に比べて数分の1程度であろうと推測されます。

このように検証時間が少なく、情報の信頼性に十分な確証を得られない状態で高度な保証を付与するのは、検証主体にとって訴訟リスクなどの観点からすれば無謀なことといえます。

現在、国内で実施されている第三者検証は、主に情報プロセスの検証を通じて、環境報告書の信頼性を間接的に保証しているに過ぎません。すなわち、そこではデータ自体の信頼性はごく限定された範囲でしか保証されず、重要な記載情報にもれはないか、という点については保証されていないのが現状です。これについては、結果報告である検証意見書の内容がいったい何を保証しているのか理解できないという指摘が多く、今後の大きな課題のひとつです。

日本公認会計士協会は、2001年7月に公表した「環境報告書保証業務指針(試案)」(中間報告)のなかで、環境報告書に関する第三者検証の保証レベルを次のように分類しています。

「高い水準の結論」

「中位の水準の結論」

現在の第三者検証は、少なくとも高い水準の保証を付与するものではありません。は、財務監査のレベルにあり、これを実施するには現在の検証時間では不十分であるからです。しかし、環境情報開示の社会的信頼性を高めようとするれば、このレベルの保証を目指すことが不可欠です。

3 環境報告書の作成基準と検証基準

第三者検証が、環境情報の信頼性について明確な結論を導くためには、拠って立つ環境報告書の作成基準と第三者検証の実施基準が明確である必要があります。

作成基準については、環境省から「環境報告書ガイドライン」が公表さ

れていますが、その詳細性ゆえに、これを基準として使うには、まだ企業の環境情報の報告体制が追いついていないのが実状です。現状の第三者検証では、環境報告書の作成基準には言及せず、もっぱら作成プロセスの合理性を検討するにとどまっています。

また、第三者検証が社会的に客観性を得るためには、十分な時間とともに、検証業務の実施基準を一定のレベルで定め、それにしたがって検証業務を実施することが不可欠です。日本公認会計士協会が、前述した「環境報告書保証業務指針(試案)」(中間報告)を公表することによって、第三者検証業務に一定の方向性を示しましたが、2001年度においては、まだこの中間報告に準拠した検証報告はありません。このほかには、2002年に恒久機関となったGRI(Global Reporting Initiative)が、持続可能性報告のガイドライン2002年版において、情報の信頼性を確保する手段として、検証のガイドラインの公表を準備しています。

4 検証実務の進展とガイドラインの必要性

例えば、ソニーグループ2001年3月期の環境報告書の検証では、その対象をグループの海外サイトに広げています。このように第三者検証は、検証基準の確立を待たずにその実務を重ねつつあります。このような検証実務の進展を考えると、前述した中間報告のような基礎となる検証基準の整備はもちろん、その実務の進め方に関するさらに具体的なガイドラインが必要となりつつあるのも事実です。

以下では参考として、現在一般に実施されている環境報告書の第三者検証のプロセスを示します。

検証業務契約

検証業務計画の立案

環境マネジメントシステム(EMS)の評価

実証性テストの実施

検証意見の形成と報告

5 検証主体の適格性

検証主体の資格要件も特に制度化されてはいません。現在、第三者検証を実施しているのは、監査法人系のシンクタンクが大部分です。したがって検証の中心は会計士が担っている場合が多いのですが、実際には、監査法人系といっても、技術者や環境専門家を抱え、必要に応じて業務の分担を行っています。

第三者検証に必要なスキルとしては、環境に関する専門知識のほか、経営、監査、会計など幅広い知識と経験があげられます。また、環境報告の広範性を考えると、チームでなければ検証業務の遂行は困難です。したがって、検証のリーダーには、チームを指揮し、適宜、専門家を使うなど、検証業務をまとめるマネジメント能力が要求されます。こうした要件は、いずれ何らかの形で資格として認定される方向になるものと考えられます。

6 第三者検証の今後とその制度化

2001年12月、政府が発表した総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」のなかで、第三者検証の制度化について2002年度中に検討することが盛り込まれ、制度化に向けての動きが出てきました。

制度化を前提とした第三者検証の実効性を考えた場合、早い時期に、現在の作成プロセスに関する信頼性の保証から、情報全体の信頼性の保証に移行すべきです。それに向けて、客観的な作成基準と検証基準を整備し、検証主体の資格要件を定めることによって、検証行為自体の信頼性を向上しなければなりません。その上で、十分な時間をとって検証を実施することが必要です。

解決のメドが立たない多くの環境問題が存在する以上、企業の環境情報開示が不要になることはないでしょう。環境情報開示に信頼性を付与する有力な手段がほかに現れない限り、第三者検証は、財務諸表監査に並ぶ環境報告書監査として社会的な位置付けを確立していくのは、必然的な流れではないでしょうか。

FRONT LINE

フロントライン

雪を使った冷却システム 「雪氷冷熱エネルギー」

降雪地方では、昔から雪を活用して農産物を貯蔵する雪室や氷室と呼ばれる施設が作られていた。この仕組みを最新技術で発展させ、冬場降った雪で貯蔵庫の冷却や夏季の冷房に利用しようというのが「雪氷冷熱エネルギー」と呼ばれるシステムだ。

これまで「やっかいもの」とされてきた雪を、エネルギーとして有効利用しようという試みは、1990年代後半から、北海道や東北地方の自治体や大学、地元企業によって取り組まれてきた。中でも、北海道、旭川市の西に位置する沼田町では、96年に全国に先駆けて、貯蔵した雪を利用する大規模な米の貯蔵庫を建設。低温貯蔵することで品質を保った米を



1996年に建設された北海道沼田町の米穀低温貯留乾燥調整施設。2～3月に蓄えた雪の利用で、内部は平均温度5℃、湿度70%に保たれる



世界ではじめて雪冷房を導入した賃貸マンション「ウェストパレス」(1999年建設)

「ぬまた雪中米」として出荷している。

また、北海道中央部に位置する美瑛市では97年に産官学共同で雪を利用したエネルギー技術の調査・研究を目的とした「美瑛自然エネルギー研究会」を発足。その成果は、99年に世界初の雪を利用した冷房施設を持つ賃貸マンションの建設という形で結実した。エアコンと違って冷気が体に優しく、騒音や臭いもないと、住民には好評という。

雪氷冷熱エネルギーを利用した施設は難しい技術を必要としないため、その後も降雪量の多い地域での利用計画が進展している。現在、北

海道で約30カ所、本州では東北や新潟を中心に約30カ所で農産物の貯蔵庫や施設の冷房用としての導入が進んでいる。

このような動きを背景に、2002

年1月22日には「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令改正が閣議決定され、雪氷冷熱エネルギーが新エネルギーの仲間入りを果たした。これにより、今後、民間の事業者がこのエネルギーを利用した施設を作る場合、国から補助金が出るようになった。

さらに、エネルギー需給構造改革投資促進税制でも、2002年4月1日から、雪氷冷熱を利用する施設の小企業者に対し、一定税額の控除が認められるようになっている。

農産物の貯蔵庫や 福祉施設にも導入

雪氷冷熱エネルギーシステムは、技術面から主に以下の5種類に大別される。

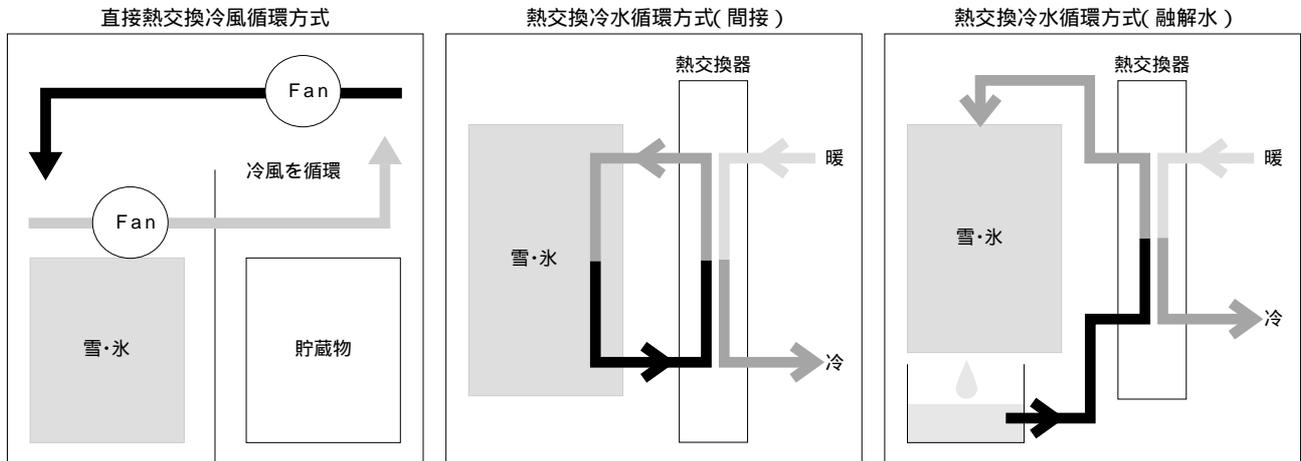
自然対流方式(雪室・氷室タイプ) = 特別な機器を用いず、貯めた雪の冷熱を自然対流させて貯蔵庫の温度を下げる。おもに小規模な農産物の貯蔵庫に利用される。

直接熱交換冷風循環方式 = 送風機を用いて冷蔵・冷房空間と貯雪庫の間で空気を循環させる。送風機の調整により温度調節がしやすいのが利点。比較的大規模な農産物の貯蔵庫に利用される。

熱交換冷水循環方式 = 雪の中に通したパイプを使って不凍液などの冷媒を冷やす「間接方式」と、雪が解けてできた冷水を使う「融解水式」がある。冷媒や冷水が熱交換器を通る際に空気を冷やし、この冷気が部屋を冷やす仕組み。システム稼働の温度設定が可能だけでなく、冷気を供給する部屋のファンによる温度調節も可能。マンションの冷房などに利用する。

アイスシェルター方式 = 冬の外気を利用して貯氷室内の水を凍結させると、庫内の温度は年間を通して0℃に保たれる。この冷気はオフィスの冷房用に利用でき、庫内は冷蔵庫として利用できる。この方式は、雪が降らなくても気温が低ければ利用できるのが利点。

人工凍土システム(ヒートパイ



ブ) = ヒートパイプとは冷媒が入った金属製の管で、雪国では暖かい土中に差し込むことで熱を地表に移動させ雪を解かすために使われている。このパイプを冬の間土中に差し込んだままにしておくと、逆に外気の低い温度が土を凍らせてしまう。そこで、半地下式の貯蔵庫の周囲にヒートパイプを差し込んで凍土化させ、一年を通して貯蔵庫内を冷蔵するもの。この方式も雪が降らなくても利用できる。野菜貯蔵庫などに利用。

このうち、自然対流方式は昔からある雪室や氷室と同じ原理で、施設が簡単に作れるため、現在 30 カ所近くも作られている。しかし、今後の本格的な雪氷冷熱エネルギーの利用という観点から最も注目されているのが「熱交換冷水循環方式」だ。

例えば、前出の沼田町では、町を挙げての大規模な雪氷冷熱エネルギー活用計画である「雪山センタープロジェクト」を進めている。同計画によれば、町外れに 150 万トンの巨大な雪山を作り、この冷水を送水管を使って大規模な農産物貯蔵施設や農産物加工施設、工業施設などに供給。さらに、町中の公共施設や一般住宅の冷房にも利用する。

冷水は、農産物や工業製品の生産、加工に直接利用する場合もあるが、その多くは「熱交換冷水循環方式」により冷房や庫内冷却などに利用することになる。

また、美唄市では、2002 年に社会福祉法人が軽費老人ホームのケアハ

ウスを、2004 年には市が温泉を核にした市民の交流拠点施設を建設し、ここに雪氷冷熱エネルギーによる冷房装置を設置する。これも、「熱交換冷水循環方式」だ。

その他、NEDO(新エネルギー・産業技術開発機構)による「環境調和型エネルギーコミュニティフィールドテスト調査事業」に採択されたプロジェクトには、札幌市の「都心北融雪槽活用雪氷冷熱エネルギー利用実証設置事業」、サンエス電気通信札幌支店による「都市型雪利用冷房システム設置調査事業」、新潟県柏崎市の社会福祉法人による「老人福祉施設雪冷房システム設置事業」といった「熱交換冷水循環方式」の雪氷冷熱エネルギー利用プロジェクトが挙がっている。

民間企業による雪冷房への取り組み

このような雪氷冷熱エネルギー利用に取り組む民間企業には、北海道の企業が多く、98 年には空調設備会社や建設会社などが中心となって「利雪技術協会」が設立されている。その会員の中には、雪氷冷熱エネルギー利用に特に力を入れ、雪冷房システムの設計・販売を行う企業もある。美唄市に雪利用冷房の賃貸マンションを建設した永桶(北海道美唄市)は、雪氷冷熱エネルギーの研究開発やシステム設計を専門とする新会社雪冷房を設立。2000 年に完成した美唄市の介護老人保健施設に冷水

循環方式と冷風循環方式併用型の施設を作っている。

また、大手建設会社の中では清水建設が 97 年に札幌市にある自社の独身寮に雪氷冷熱エネルギーを導入したことで注目された。ここでは、利用地下のデッドスペースに雪を貯め、熱交換冷水循環方式を使った冷房に利用している。

補助金制度確立による導入促進への期待

このように、雪氷冷熱エネルギーの利用は地方自治体や企業の取り組みにより着実に進んでいるが、本格的な普及を目指すためには課題も多い。例えば、貯雪庫を作るスペースが必要、雪を収集するコストが必要、ある程度降雪量がなくてはならないといった条件をクリアする必要がある。特に問題なのは設置コストが高いことだ。室蘭大学の嶋山政良助教授によると、方式によってコストは異なるが、「一般的に電気冷房の 2 倍になる」という。

ただし、ランニングコストは電気冷房に比べて 4 割ほど割安になるため、スケールメリットが期待できる大規模な施設で長期間利用できれば初期投資の負担はカバーできることになる。さらに、新エネルギーとして認められたことで施設設置のために国からの補助金がでることも、今後の利用拡大に追い風になるだろう。

取材・文 森谷英一郎

物差しづくりの イニシアティブ

編集部

金融業 UBS

企業プロフィール: <http://www.ubs.com>
UBS Switzerland, UBS Global Asset Management, UBS Warburg, UBS PaineWebber の 4 部門からなる世界有数の金融グループ。2001 年の業務収入 37,114 百万スイスフラン、総資産 1,253,297 百万スイスフラン。

4月4日のニューヨーク国連本部は、企業・政府・投資家・NGO などの代表が 250 名以上集まり、活気に包まれていた。前回紹介した GRI* が『サステナビリティ報告書ガイドライン 2002』のドラフトを公表したのだ。近年急速な勢いで、企業活動の情報開示の透明性と他社との比較容易性を向上させることを目指す動きが進展している。GRI のガイドラインは今後パブリックコメントによる議論を経て決定されることになるが、この動きに先んじて報告書の透明性と比較容易性を確保する独自のガイドラインづくりに取り組んできたのが、欧州の金融界である。その主導的役割を果たしてきた UBS の戦略を見てみることにしよう。

金融業界のガイドライン

1992 年の国連環境計画 (UNEP) の主導による「環境と持続可能な発展に関する銀行声明」を転機に、従来は環境マネジメントの導入に積極的でなかった金融業界においても、環境への関心が高まりを見せるようになった。特に 90 年代末以降、欧州の金融機関を牽引役として、環境マネジメントや環境報告書に関する業界プロパーのガイドラインが相次いで発表されている。(表「金融業に関

わる主な環境ガイドライン」参照)

そのひとつに、2000 年にスイスとドイツの 11 の主要な金融機関 (銀行、保険会社、証券会社) によって発表されたレポートがある。“EPI—Finance 2000” (『金融業のための環境パフォーマンス指標』) と題されたそのレポートは、金融業界独自の視点から「環境マネジメント」と「サービス(商品)の各分野における環境パフォーマンスを測るための、業界共通のモノサシを提供している。この指標策定プロセスにおいてリーダー的存在となったのが、UBS である。

イニシアティブという戦略

UBS は、環境パフォーマンスを測るための共通指標づくりに熱心に関わる理由として、次の 3 つの目的性を挙げている。

その第一は、「ノウハウの獲得」である。すなわち、環境領域で自社コンピテンスの向上を図るとともに、その国際的な認知を利用して新たな競争力を身につけるということだ。ガイドラインづくりの主体になることは、自社の取り組みを洗い出して議論のテーブルにたたき台として載せることを意味する。本来なら競争相手であるはずの同業他社とも実直な議論をすることで、お互いのノウハウをシェアし、より高いレベルへの飛躍を目指すことができる。そこで獲得したノウハウは、UBS の提供する「融資業務における環境リスク分析」とそれに伴う「取引先に対する環境コンサルティング」、あるいは、個人や機関投資家 (主に年金基金) をターゲットにした「社会責任投資 (SRI)」、「環境配慮型新技術に投資する株式ポートフォリオの販売」など、多岐に渡る質の高いサービスづくりに役立てられる。その結果、更なるノウハウが蓄積され、他社との差別化が図られる。

第二の目的として挙げられるのは、「社会的な評価の獲得」だ。ルール作りのリーダーとして精力を傾けるこ

とで、社会および環境に対する責任を果たす企業姿勢を強烈にアピールすることができ、それによって UBS という暖簾の価値を上げることができる。その成果として注目したいのは、前記 SRI の株価指数であるダウジョーンズ・サステナビリティ・グループインデックス (DJSI) や FTSE4Good に、SRI ファンドを商品として取り扱う企業である UBS 自身が組み込まれているということだ。SRI の有力な投資先候補として金融機関に熱い眼差しが注がれているにも関わらず、我が国の金融機関の多くが情報開示に未だ消極的という実情とは対照的である。

そして、第三には、「近未来創造能力の獲得」が挙げられる。UBS は環境マネジメントにいち早く取り組み始めた金融機関のひとつだ。UBS は、規格づくりに向けた流れの中心に立つことで、自社の強みを活かせるようなビジネス環境を創り出そうとしている、と捉えることもできよう。また、自らが情報創造者・発信者になることによって、最新の動きに敏感な企業体質を保つことができる。UBS の『環境報告書 2000』からは、金融業界最先端のガイドラインに沿った環境マネジメントを追求している様子がはっきりと浮き彫りになる。では、“EPI—Finance2002” と “VfU” の指針に則った UBS の環境報告書から、UBS のどのような強みと先進性が見えてくるのかを検証してみることにしよう。

定量的データから生まれる 比較容易性

先頭に立って “VfU” や “EPI—Finance 2000” といったガイドラインに準拠した方法で自社の環境パフォーマンスを測り、それを環境報告書やインターネットのホームページを通して広く一般に公表する UBS。そこには、金融業界の環境パフォーマンス指標の統一化を自らの実行によって促そうとする姿勢が色

金融業に関わる主な環境ガイドライン

対象	名称	策定主体	発行年	内容	URL
全業種	GRIガイドライン	他業種他企業/政府/NGOなど (全世界)	2000年	サステナビリティ報告書に 関する指針	http://www.globalreporting.org
金融業	"Environmental Reporting of Financial Service Providers"	VfU (ドイツ)	1996年	環境報告書の内容、構成、 パフォーマンス指標に関する指針	http://www.vfu.de
	"Environmental Management in Financial Institutions"	Swiss Bankers' association (スイス)	1997年	環境マネジメントの 導入に関する指針	http://www.unep.ch/eco
	"Environmental Management in Financial Institutions"	VfU (ドイツ)	1998年	社内エコ・バランスの 指標に関する指針	http://www.vfu.de
	EPI-Finance 2000 "Environmental Performance Indicators for the Financial Industry"	11金融機関 (スイス・ドイツ)	2000年	環境マネジメント及び オペレーションのパフォーマンス 指標に関する指針	http://www.epifinance.com
	"Guidelines on Environmental Management and Reporting for the Financial Services Sector"	Forgeグループ (イギリス)	2000年	環境マネジメント及び 環境報告書に関する指針	" http://www.bba.org.uk/pdf/ForgeText.pdf "

濃く表れている。

このふたつのガイドラインは、環境パフォーマンスを数量的に測るための指針を提示しているという意味で共通項を持っている。“EPI-Finance 2000”は、環境マネジメントを「環境マネジメント推進体制（担当部署や担当者）」、「環境教育」、「環境監査」の3点から捉え、それぞれを同業他社と横断的に比較し得る数値データとして表すことを提唱している。

「推進体制」を例にとり、数量的に把握することの意義を確認してみよう。日本企業の環境報告書では、組織図だけが推進体制として掲載されるのが一般的であるのに対し、“EPI-Finance 2000”では、業務分野ごとの「ポスト数」と「環境側面に関わりのあるポスト数」を把握することにより、環境マネジメントシステムの対象となる人員規模を公表できるようにすることを求めている。さらに、組織図のみからでは推し量ることのできない「環境専門ポスト数」についても公表するよう規定している。

環境パフォーマンスを一定の指標で数値化して公表することによってもたらされるメリットとして以下の3つが挙げられよう。まず、一定の指標を用いることで、改善の度合いを企業内部で長期間に渡って観察および評価することができるようになる。これによってPDCAサイクル(Plan Do Check Action)をより精

度の高いものにすることができる。

ふたつ目は、これまでは非常に困難を極めた同業他社との比較が、少なくともある一定のレベルで可能になるということだ。さらに三つ目のメリットとして、パフォーマンスの定量化が報告書の信頼性と存在意義そのものを高める結果、利害関係者とのコミュニケーションの質の向上が見込まれるという点も挙げられる。

“EPI-Finance 2000”がマネジメントとサービスにおける環境パフォーマンスの基本指標を提示しているのに対して、“VfU”のガイドラインは日常業務（オペレーション）から生じる環境負荷を測定するための数値指標を極めて具体的に規定している。特徴的な点として、まず、インプットとアウトプットの各側面から「固定資産」「流動資産」「水」「エネルギー」「大気」「廃棄物」の5つを挙げ、それぞれの分野の中でさらに網羅的に項目を列挙しているということが挙げられる。次に、ひとつひとつの項目を多面的に分析しようとしている点も目を引く。また、各項目について全体量を示すことよりむしろ、項目の性質に応じて「従業員一人当たり」あるいは「㎡あたり」など、環境効率を重視したデータの提示を求めていることも特徴として指摘することができる。

ここでは例として、UBSの報告書から「紙の消費量」の項目を取り上げることにしよう。そこには、“VfU”の指針に沿って、「従業員一人当たり

の紙消費量(263Kg)のほか、紙の種類別に「再生紙の比率(8%)」「塩素系漂白紙の比率(2%)」「非塩素系漂白紙の比率(90%)」がそれぞれ記載されている(1999年実績)。

世界共通のガイドラインに沿って、一定の項目について一定の単位で環境パフォーマンスを測り、それを報告書に記載する動きがより多くの金融機関に広まるにつれて、各金融機関の環境面でのコミットメントの差が歴然としたものになることが予想される。先行的取り組みを図ってきた企業にとっては、情報開示の透明性と比較容易性の向上は、自社の優位性を際立たせる戦略そのものであるのだ。

日本へも押し寄せる標準化の波

こうしたガイドライン策定の動きは海外に限ったものではない。日本でも、3月29日に閣議決定された「規制改革推進3ヵ年計画(改定)」において、「環境報告書および環境会計の比較可能性の確保」が謳われた。その中には、環境省の『環境報告書ガイドライン(2000年度版)』を今年度中に改訂し、企業の環境パフォーマンスを業種間・業種別に比較できるよう、項目と指標のルール作りがなされるべきことが記されている。日本企業の中にも、数年先の世界を読み、新たな動きを先導することで自らのコンピテンスと競争力を高めていく戦略的リーディング・カンパニーが現れることを期待したい。

環境を考える本

「環境書」 月間売上げベストテン

- ① 地球白書 2002 - 03
家の光協会
- ② 地球がわかる絵本
山と溪谷社
- ③ 環境学の技法
東京大学出版会
- ④ 手にとるように
環境問題がわかる本
かんき出版
- ⑤ 地球温暖化論への挑戦
八千代出版
- ⑥ 環境白書 13 年版
ぎょうせい
- ⑦ 環境学入門 12
「環境ガバナンス」
岩波書店
- ⑧ ウォーター
共同通信社
- ⑨ フライブルグ
環境レポート
中央法規
- ⑩ 環境先進国と日本
自治体研究社

ジュンク堂書店池袋本店：
2002年4月25日～5月24日

平成14年版

環境白書

動き始めた持続可能な社会づくり

編集：環境省
発行：ぎょうせい / 定価：1,800円 + 税

本年の環境白書のテーマは、「動き始めた持続可能な社会づくり」。環境省が発足して2年。社会全体の構造改革に取り組む今こそ、持続可能な社会経済システムへと変革する良い機会ととらえ、さまざまな主体の取り組みや対策を示している。

具体的には、社会経済システムと自然環境の2つの健全な循環が必要であること、そして、経済成長を上回る環境効率性の実現を通じた持続可能な社会経済システムへの変革が必要であることを示し、現在、市民や企業が積極的に進めているさまざまな取り組みや政府における新たな対応について紹介している。

また、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの見直しを視野に入れた対策を講じることが、経済上、長期的にはプラスになり、しかも我が国の国際社会に対する貢献策ともなりうることを明らかにしている。

今年版は、総ページこそ減っているものの、より詳しく、かつより分かりやすくするため、



文字、図表ともにボリュームアップさせている。環境問題は、まさに今日的テーマであり、しかも行政だけでは決して解決できない国民全体の課題である。特に学校教育においては、週5日制の実施によって課外活動の対象として環境教育に大きな関心が集まっており、また企業内においても、従業員に対する環境問題への理解の徹底が不可欠となってきている。企業や教育現場の関係者、環境関連のボランティアにも、環境を理解する基本テキストとして最適といえよう。

新刊・近刊



エネルギーと私たちの社会

デンマークに学ぶ成熟社会

著者：ヨアン・S・ルルガー / ベンテ・L・クリステンセン
訳者：飯田哲也 発行：新評論 定価：2000円 + 税

環境先進国デンマークの「環境知性」が、身近なエネルギーを通して「高エネルギー社会」と「低エネルギー社会」という2つの未来像を比べながら50年後に私達の暮らしと社会がどう変わるのかを書いた「未来書」である。北欧関連書では定評ある版元の期待の翻訳本である。



里山の生態学

その成り立ちと保全のあり方

編者：広木詔三 発行：名古屋大学出版会
定価：3800円 + 税

最近になってようやく里山保全が注目されるようになってきた。ここ1、2年で書店の棚にも以前にはなかった「里山」がタイトルに入った専門書が並ぶようになったことでもわかる。この本は、東海地方の里山に関する研究をもとに広く里山の生態学の現状を問題提起している。



環境学の技法

編者：石弘之 発行：東京大学出版会
定価：3200円 + 税

この本は「環境学」のマニュアルではない。環境学は何を目指すべきなのかを、社会科学の立場からデータや調査対象を取り出す視点 意思決定の材料を問題にして述べている。環境問題を大きな視野から読み取り、問題を分析し、解決していくための力を養う初のテキストである。

SAFE INFORMATION KEY WORDS

英語で考える環境キーワード

Johannesburg Summit On the Road to Johannesburg

(ヨハネスブルグ・サミット)

来る8月26日～9月4日までの10日間、南アフリカ共和国ヨハネスブルグ市で、待ちに待った2回目の「地球サミット (Earth Summit)」とも言えるべき「環境サミット」が開催される予定だ。地球サミットは1992年にブラジルの旧首都リオデジャネイロで初めて開かれ、《Rio Summit》とも呼ばれている。そこでAgenda 21が誕生し、京都議定書 (Kyoto Protocol) への原動力にもなった。

今度のサミットの正式名称は、「World Summit on Sustainable Development (持続可能な開発に関する世界首脳会議)」、略して《WSSD》。開催地の名をとって「Johannesburg Summit」と呼んだり、リオ・サミットからちょうど10年目に当

たるということで「リオ+10」と呼ばれることもある。たくさんの呼び名のせいで、われわれ一般市民が混乱しないよう祈るのみだ。

アジェンダ草案は150ページもあり、開催日当日まですったもんだの協議が続くことだろう。こうしたサミットの準備は「ヨハネスブルグへの道 (On the Road to Johannesburg)」と表現されている。6万人の参加者が納得できるようなアジェンダを作成する過程や開催までに長い道程を経なければという比喩的な意味も含んでの「On the Road」。

その1歩として、4月に私のふるさとカナダで「G8環境相会議」が開かれた。EUの環境担当代表も加わり、国際的に強

い発言力を持つG8とEUのstatementが読みあげられた。“the WSSD must arrive at action-oriented outcomes..... must be about implementation..... must build upon active engagement of all stakeholders”

パンチの効いた行動的な用語が多く、まるでアメフトの作戦会議にいるような気分させられる。この会議で提案されたサミット主催者への具体的なアドバイスは、ずばり、今度のサミットには「environment and development」、「environment and health」、「environmental governance (環境の管理・制御)」の3つの柱があるということだった。

一方、G8と並行して、NPOや学者、企業人などによる「Earth Dialogues」が開催された。こちらの会談の主旨は、サミットアジェンダへ「民族の機会均等 (ethic perspective)」を盛り込むことで、「南」と呼ばれている発展途上国との公平性に対する配慮が感じられる。

Food Safety

(食の安全)

言葉は社会状況を映す鏡だ。今、Food safety という言葉がまさにそう。近年、グローバル社会を推進している global market forces and trends を反映している。

米国でいう farm safety は farm-to-table continuum (農場から食卓への生産 - 加工 - 消費の連続体) が含まれる。カナダ政府による food safety の謳い文句 “from the farm or sea to boat, plane, train, truck, car to table” は、食の実態をより深く表わしている。農業国家であるカナダや米国でも、食卓に届くまでに「食」は何千・何万キロの旅をする。

Food safety と聞くと、hygiene and

health-related concerns (衛生・健康上の問題) とか、environmental-related concerns (例えば、危険とされる農薬・化学肥料・殺虫剤の使用。また、土や水のシステム問題) を思い浮かべる人は少ないだろう。ところが最近、food safety の双子とも言える security-related concerns の問題が目立ってきた。特に世界貿易センタービルテロ事件以降、food safety はより security-related issue になった。

事件直後、米国は food safety のために6100万米ドルの予算増加を行った。これは危機管理政策と関連している。「世界情

勢がどうあれ、リスクを背負っても国民の食卓への食は絶えず安全で信頼できるものを供給する」という米国政府の姿勢。我々グローバル市民の食卓が、いかに潜在的な危険性を持っているかを考えると、米以外の食料を他国に依存している島国日本の食料危機管理は甘いように思う。

特に消費者自身の責任問題という点を考えると、生産現場・加工・流通、そして行政の責任問題のみを追及している日本社会に対して、カナダ人の私は多少のずれを感じてしまう。故ケネディー大統領の名言ではないが、米国やカナダで考える food safety の最終地点は消費者一人一人にある。

自分の体内に入れるものに対して個人個人が危機意識をどこまで高め、危機管理をして責任を持つか。Food safety は、本当に社会を深く映す鏡だ。

あん・まくどなど Anne McDonald

県立宮城大学特任助教授。カナダ出身。高校、大学時代に日本に留学。宮城県松山町に暮らしながら日本の農村・漁村で民俗学のフィールドワークを続けている。

日本が気候変動枠組条約の「京都議定書」に批准 地球温暖化対策推進法を一部改正

日本は74番目の批准国に

政府は6月4日に開催した閣議で、温室効果ガスの削減を各国に義務付けている気候変動枠組条約の「京都議定書」批准を正式に決定、同日（現地時間）、国連事務総長宛に議定書の受諾書を寄託した。これにより日本は74番目の批准国となる。また、京都議定書の国内担保法である「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」についても、6月7日（金）に公布された。

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その防止は人類共通の課題であることから、1994年3月、気候変動に関する国際連合枠組条約が発効した。その柱となる「京都議定書」は、97年12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3 / 地球温暖化防止京都会議）で採択され、2001年11月にモロッコのマラケシュで開催されたCOP7で運用ルールが決まり、先進国などでの京都議定書批准への作業を進めることが可能となった。先進国に対し、各国別に、2008～12年の5年間平均の温室効果ガス排出量を1990年比で一定割合削減するよう求められており、日本は6%の削減義務を課せられている。

小泉総理は閣議後の談話で、「6%削減という目標達成は日本にとって容易ではないが、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって総力を挙げて削減に取り組むことが必要」と、温暖化問題に対する一般の理解や温暖化防止のための具体的な行動への協力を呼びかけた。

ヨハネスブルグ・サミットまでの発効は絶望

日本と欧州連合（EU）は、8月26日～9月4日に南アフリカのヨハネスブルグで開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」での議定書発効を目指していたが、残念ながらサミット最終日までの発効が不可能であることが確定した。京都議定書は、(1)55カ国以上が批准、(2)批准した先進国の90年のCO₂排出量の合計が先進国全体の55%以上に到達、の2条件を満たした翌日から90日後に発効する。9月4日までの発効には、この条件が6月6日までに満たされる必要があった。

国連本部条約事務局によると、すでにEU本部や途上国の多くなど70カ国あまりが批准を終えているが、このうち先進国は、ルーマニア、チェコ、スロバキア、

EU加盟15カ国、アイスランド、ノルウェー、および日本の21カ国で、排出量割合は計35・8%にとどまり55%を超えることができなかった。米国の離脱ということもあり、排出シエアが大きいロシアの批准が不可欠であったが、同国の手続きが遅れているため。環境省では、世界最大のCO₂排出国である米国に対しては、世界各国と協力しながら、引き続き批准を求めるとともに、ロシアなど批准をしていない先進国15カ国にも、早期批准を求める書簡を送ることを明らかにしている。

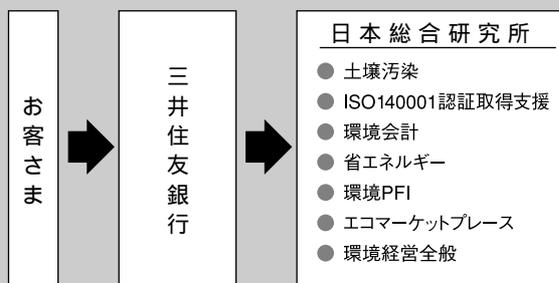
改正法の概要

一方、昨年の11月に「京都議定書」の運用細目が決定されたことを受け、議定書の確かつ円滑な実施を確保することを目的とする、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。京都議定書の締結に必要な国内担保法である本法律では、日本の「6%削減」義務を達成するための対策の全体像を示す「京都議定書目標達成計画」を別途定め、04年、07年に目標達成状況をみて施策を見直すこと、首相を本部長とする地球温暖化対策推進本部を設置すること、地方公共団体でも、温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策を実施すること、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象にNPO法人を加えること、地域レベルでの温暖化対策の取り組みを進めるために、地方公共団体事業者、住民からなる「地球温暖化対策地域協議会」を各地に設置すること、森林・林業基本計画に基づき、森林整備による吸収源対策を全国で推進すること、排出量取引など京都メカニズム活用のための国内制度のあり方を検討すること、などを定めている。

エココンサルティングのご案内

「環境問題」への対応は 21 世紀の人類最大のテーマとされ、お客さまにとっても環境配慮型の経営は重要な課題となっています。弊行では株式会社日本総合研究所と提携、エココンサルティングのラインナップを強化し、ISO 14001 認証取得支援や土壌汚染に関するご相談をお受けしております。

是非、三井住友銀行グループの「エココンサルティング」のご活用をお願い致します。



お申し込み・お問い合わせ先

法人業務部成長事業推進室 : 清水・北澤・笠井

法人業務部企画グループ : 林

Tel : 03 - 3282 - 5457

本誌に関するご案内

本誌「SAFE」が当行ホームページ上でもご覧いただけるようになりました。



各種変更手続き

本誌の送付先やご担当者の変更等がございましたらご連絡をお願い致します。

広報部 : 服部

Tel : 03 - 5512 - 2689

今号で、本誌の編集担当を降りることになりました。創刊立ち上げ当時、環境問題には全くの素人だった私ですが、こんにちまで多くの方々にご教授を賜り、あるいはお忙しい中をご無理を聞いていただいて、6年半のあいだ、発行を続けてまいることができました。誌面をお借りして、長いあいだの皆さまの温かい指導・ご支援に心から感謝を申し上げます。(和)

先日、ある環境問題の講演会で、聴衆から「先進国だけが頑張っても、人口爆発、消費爆発によって地球温暖化は止まらないのではないだろうか」という質問が寄せられた。講師からは「おっしゃるとおりかもしれませんが、しかし、勝算がどうであれ、豊かな国の責任として削減に取り組むのです」という答え。印象に残った。要は環境問題への取組は生き方の問題に他ならない。(英)

先日、日経産業新聞でも紹介されたが、当行も遅ればせながら環境ビジネスについて行内の推進体制を強化することとなった。今回のプロジェクトでは、法人取引先・個人取引先・マーケット・IRの4つの視点から環境をキーワードに、銀行と環境との接点を探るものである。今回の新たな取り組みにより、行内での環境問題への意識浸透も図りたいと考えている。(服)



本誌をお読みになっただご意見、ご感想をお寄せください。また、環境問題に関するご意見もお待ちしています。

SAFE

Vol.37

発行日 ————— 2002年7月1日(隔月刊)

発行 ————— 株式会社三井住友銀行 広報部社会環境室
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-2
Tel (03)5512-2689 Fax (03)3504-8351

編集 ————— 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター
〒102-0082 東京都千代田区一番町 16 番
Tel (03)3288-4270 Fax (03)3288-4689

デザイン・レイアウト ————— 志岐デザイン事務所

印刷・製本 ————— 二葉印刷株式会社

本誌掲載の記事の無断転載を禁じます。
本誌は再生紙を使用しています。



2002年7月



本誌は、地球環境保護のため
再生紙を使用しています。

再生紙使用